

大分県報

令和三年
号外（四九）
六月三十日

（水曜日）

目次

大分県税条例の一部改正……………	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	一
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	七
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	八
大分県医療施設耐震化促進基金条例の廃止……………	九
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正……………	九
大分県減災社会づくりのための県民条例の一部改正……………	一三
大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部改正……………	一三
大分県産業振興条例等の一部改正……………	一三
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	一五
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………	一六

○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第二十八条の四中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

令和三年六月三十日

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の四及び附則第六条第一項の改正規定並びに次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十九号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表第三の業務関係事務の項中

大分県報号外（条例）

医薬品製造業 許可区分の変 更又は追加許 可申請手数料	無菌	一件	七二、一〇〇円
	一般	一件	五一、二〇〇円
	包装等	一件	二五、四〇〇円

医薬品製造業 許可区分の変 更又は追加許 可申請手数料	無菌	一件	七二、一〇〇円
	一般	一件	五一、二〇〇円
	包装等	一件	二五、四〇〇円

医薬品製造業 登録申請手 数料	無菌	一件	七二、一〇〇円
	一般	一件	三五、七〇〇円
	包装等	一件	二五、四〇〇円

医薬品製造業 登録更新申 請手数料	無菌	一件	七二、一〇〇円
	一般	一件	三五、七〇〇円
	包装等	一件	二五、四〇〇円

医薬品製造業 登録申請手 数料	無菌	一件	七二、一〇〇円
	一般	一件	三五、七〇〇円
	包装等	一件	二五、四〇〇円

を

に、

を

に、

医薬品製造業 登録更新申 請手数料	一件	二一、四〇〇円
-------------------------	----	---------

製造業許可証 書換え交付申 請手数料	一件	二、〇〇〇円
製造業許可証 再交付申請手 数料	一件	二、九〇〇円

化粧品製造業 登録申請手 数料	一件	三一、九〇〇円
化粧品製造業 登録更新申 請手数料	一件	二一、四〇〇円

承認・承認事 項一部変更承 認時医薬品G MP適合性調 査申請手数料	無菌	一品目	四七、二〇〇円
	一般	一品目	三一、五〇〇円
	包装等	一品目	一五、二〇〇円
	試験検査	一品目	一五、二〇〇円
無菌	一件	一〇〇、五〇〇円 と二、〇〇〇円に 調査申請品目数を 乗じて得た額との 合計額	

を

に、

「製造業登録証再交付申請手数料」を「製造業の許可証又は登録証書換え交付申請手数料」に、
「製造業登録証再交付申請手数料」を「製造業の許可証又は登録証再交付申請手数料」に、

「製造業登

定期調査時医療品GMP適合性調査申請手数料			輸出届時輸出品GMP適合性調査申請手数料			定期調査時医療品GMP適合性調査申請手数料		
包装等	一般	無菌	試験検査	包装等	無菌	試験検査	包装等	一般
一件	一件	一件	一品目	一品目	一品目	一件	一件	一件
三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	七〇、六〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一〇〇、五〇〇円と二、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一五、二〇〇円	一五、二〇〇円	三二、五〇〇円	三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	七〇、六〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額
を								
輸出品GMP適合性調査申請手数料			定期調査時医療品GMP適合性調査申請手数料			承認・承認事項一部変更承認時医療部外品GMP適合性調査申請手数料		
包装等	一般	無菌	試験検査	包装等	無菌	試験検査	包装等	無菌
一件	一件	一件	一品目	一件	一件	一件	一品目	一件
一五、二〇〇円	三二、五〇〇円	四七、二〇〇円	得た額との合計額	三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一〇〇、五〇〇円と二、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一五、二〇〇円	一五、二〇〇円	四七、二〇〇円
を								

令和三年六月三十日

大分県報号外(条例)

承認・承認事項一部変更承認時医薬品GMP適合性調査申請手数料					定期調査時輸出入医薬品GMP適合性調査申請手数料					請手数料			
無菌	一般	包装等	試験検査	特定保管	無菌	一般	包装等	試験検査	特定保管	無菌	試験検査	試験検査	試験検査
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
七〇、五〇〇円	五二、九〇〇円	二三、九〇〇円	二三、九〇〇円	二三、九〇〇円	一二四、六〇〇円と二、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	七〇、六〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	三〇、六〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	九五、〇〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一五、二〇〇円	一〇〇、五〇〇円と二、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額
輸出入届時輸出入医薬品GMP適合性調査申請手数料					定期調査時医薬品GMP適合性調査申請手数料								
一般	無菌	特定保管	試験検査	包装等	一般	無菌	包装等	試験検査	特定保管	一般	試験検査	試験検査	試験検査
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
九五、〇〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	一二四、六〇〇円と二、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	二三、九〇〇円	二三、九〇〇円	二三、九〇〇円	七〇、五〇〇円	五二、九〇〇円	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	五三、四〇〇円と五〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	九五、〇〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額	九五、〇〇〇円	九五、〇〇〇円と一、〇〇〇円に調査申請品目数を乗じて得た額との合計額

定期調査時輸 出用医薬品G MP適合性調 査申請手数料	試験検査	包装等	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	試験検査	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	特定保管	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	無菌	一件	七〇、五〇〇円	一般	一件	五二、九〇〇円	包装等	一件	二三、九〇〇円	試験検査	一件	二三、九〇〇円	特定保管	一件	二二、九〇〇円	無菌	一件	二二、九〇〇円	一般	一件	九五、〇〇〇円と 一、〇〇〇円に調 査申請品目数を乗 じて得た額との合 計額	包装等	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	定期調査時輸 出用医薬品G MP適合性調 査申請手数料
<p>に改め、同項の</p>																																			
P適合性調査 申請手数料	試験検査	試験検査	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	特定保管	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	輸出届時輸出 用医薬部外品 GMP適合性 調査申請手数 料	無菌	一件	七〇、五〇〇円	一般	一件	五二、九〇〇円	包装等	一件	二三、九〇〇円	試験検査	一件	二三、九〇〇円	特定保管	一件	二二、九〇〇円	無菌	一件	二二、九〇〇円	一般	一件	九五、〇〇〇円と 一、〇〇〇円に調 査申請品目数を乗 じて得た額との合 計額	包装等	一件	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	定期調査時輸 出用医薬部外 品GMP適合 性調査申請手 数料		
																																		計額	

令和三年六月三十日

大分県報号外(条例)

医薬品GMP 区分適合性調 査申請手数料					
区分省令第二条第六号に	区分省令第二条第五号に 規定する製造工程区分	区分省令第二条第四号に 規定する製造工程区分	区分省令第三条第三号に 規定する製造工程区分	特定保管	試験検査
	一件	一件	一件	一件	一件
五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額及び四、三 〇〇円に製造販売 業者数を乗じて得 た額との合計額	九五、〇〇〇円と 一、〇〇〇円に調 査申請品目数を乗 じて得た額及び 八、三〇〇円に製 造販売業者数を乗 じて得た額との合 計額	一二四、六〇〇円 と二、〇〇〇円に 調査申請品目数を 乗じて得た額及び 八、三〇〇円に製 造販売業者数を乗 じて得た額との合 計額	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額	五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額との合計額
<p style="text-align: center;">医薬部外品G MP区分適合 性調査申請手 数料</p>					
区分省令第二条第六号に 規定する製造工程区分	区分省令第二条第五号に 規定する製造工程区分	区分省令第二条第四号に 規定する製造工程区分	区分省令第三条第三号に 規定する製造工程区分		規定する製造工程区分
一件	一件	一件	一件		一件
五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額及び四、三 〇〇円に製造販売 業者数を乗じて得 た額との合計額	五三、四〇〇円と 五〇〇円に調査申 請品目数を乗じて 得た額及び四、三 〇〇円に製造販売 業者数を乗じて得 た額との合計額	九五、〇〇〇円と 一、〇〇〇円に調 査申請品目数を乗 じて得た額及び 八、三〇〇円に製 造販売業者数を乗 じて得た額との合 計額	一二四、六〇〇円 と二、〇〇〇円に 調査申請品目数を 乗じて得た額及び 八、三〇〇円に製 造販売業者数を乗 じて得た額との合 計額		得た額及び四、三 〇〇円に製造販売 業者数を乗じて得 た額との合計額

基準確認証書 換え交付申請 手数料	一件	二、〇〇〇円
基準確認証再 交付申請手数 料	一件	二、九〇〇円
医薬品変更計 画GMP適合 性確認申請手 数料	無菌	七〇、五〇〇円
	一般	五二、九〇〇円
	包装等	二三、九〇〇円
	試験検査	二三、九〇〇円
	特定保管	二三、九〇〇円
	無菌	七〇、五〇〇円
	一般	五二、九〇〇円
医薬部外品変 更計画GMP 適合性確認申 請手数料	包装等	二三、九〇〇円
	試験検査	二三、九〇〇円
	特定保管	二三、九〇〇円
	一般	五二、九〇〇円
特定保管	包装等	二三、九〇〇円
	試験検査	二三、九〇〇円
	特定保管	二三、九〇〇円

備考の欄中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、「昭和三十五年法律第四百十五号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、同欄に次のように加える。

8 「特定保管」とは、法第十三条の二の二第一項に規定する製造工程をいう。
9 この項中「区分省令」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号）をいう。

別表第三の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項の備考の欄中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の備考の欄中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「第二条第三号の」を「第二条第一項第三号に規定する」に改める。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表第三の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5(65)を同号5(69)とし、同号5(64)中「輸出届時」の下に「輸出用」を加え、同号5中(64)を(68)とし、(49)から(63)までを(53)から(67)までとし、同号5(48)中「製造業」の下に「の許可証又は」を加え、同号5(48)を同号5(52)とし、同号5(47)中「製造業」の下に「の許可証又は」を加え、同号5中(47)を(51)とし、(43)から(46)までを(47)から(50)までとし、(41)及び(42)を削り、(40)を(44)とし、その次に次のように加える。

(45) 化粧品製造業登録申請手数料

(46) 化粧品製造業登録更新申請手数料

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5中(39)を(43)とし、(38)を(42)とし、(37)を(39)とし、その次に次のように加える。

(40) 医薬部外品製造業登録申請手数料

(41) 医薬部外品製造業登録更新申請手数料

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5中(36)を(38)とし、(35)を(37)とし、(34)の次に次のように加える。

(35) 医薬品製造業登録申請手数料

(36) 医薬品製造業登録更新申請手数料

(70) 医薬品GMP区分適合性調査申請手数料

(71) 医薬部外品GMP区分適合性調査申請手数料

(72) 基準確認証書換え交付申請手数料

(73) 基準確認証再交付申請手数料

(74) 医薬品変更計画GMP適合性確認申請手数料

(75) 医薬部外品変更計画GMP適合性確認申請手数料

別表第二の十五の項の事務の欄の第一号中(41)を(48)とし、(30)から(40)までを(37)から(47)までとし、(29)を(32)とし、その次に次のように加える。

- (33) 施行令第十六条の四第一項
- (34) 施行令第十六条の五第一項
- (35) 施行令第二十六条の四第一項
- (36) 施行令第二十六条の五第一項

別表第二の十五の項の事務の欄の第一号中(28)を(31)とし、(7)から(27)までを(10)から(30)までとし、(6)を(7)とし、その次に次のように加える。

- (8) 法第十四条の二第一項及び第三項
- (9) 法第十四条の七の二第三項
- 別表第二の十五の項の事務の欄の第一号(5)の次に次のように加える。
- (6) 法第十三条の二の二第一項及び第四項
- 別表第二の十五の項の事務の欄の第二号中(30)を(34)とし、(16)から(29)までを(20)から(33)までとし、(15)を(16)とし、その次に次のように加える。

- (17) 施行令第十六条の五第四項
- (18) 施行令第十六条の六第一項
- (19) 施行令第二十六条の五第四項
- 別表第二の十五の項の事務の欄の第二号中(14)を(15)とし、(3)から(13)までを(4)から(14)までとし、(2)の次に次のように加える。
- (3) 法第十四条の二第五項

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第八条の二 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第八条の三 保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第九条第四項を次のように改める。

4 前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第八条の三（新条例第四十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努めるとする」。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十三条第二項（新条例第三十一条、第三十八条（新条例第四十五条において準用する場合を含む。）及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大分県医療施設耐震化促進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

大分県医療施設耐震化促進基金条例を廃止する条例

大分県医療施設耐震化促進基金条例（平成二十一年大分県条例第四十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十三号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十条」の下に「第二百十一条」を加える。

第二百九条第一項中「「特例介護給付費」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

第二百十条を第二百十一条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百十条 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下「基準該当障害福祉サービス事業者」という。）並びにそれらの従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十一条第一項及び同条第四項において準用する同条第一項（これらの規定を第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第九十四条、第九十四条の五、第二百二十二条、第四百八条、第四百八条の四、第四百五十八条、第四百五十八条の四、第四百七十一条、第四百八十四条、第四百九十三条、第四百九十三条の十二、第四百九十三条の二十及び前条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第七十七条、第九十四条、第九十四条の五、第九十九条、第九十九条の四、第二百二十二条、第四百八条、第四百四十八条の四、第四百五十八条、第四百五十八条の四、第四百七十一条、第四百八十四条、第四百八十九条、第四百九十三条、第四百九十三条の十二、第四百九十三条の二十、第二百二条、第二百条の十一、第二百条の二十二及び前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び同条第三項において準用する同条第一項、第二百九条第一項（第二百九条の四において準用する場合を含む。）、第九十七条の三第一項（第二百条の十一及び第二百条の二十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者並びにそれらの従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるも

のについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第二十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」の下に「第六十三条」を加える。

第六十二条を第六十三条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十二条第一項及び同条第四項において準用する同条第一項、第十六条並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」の下に「第九十二条」を加える。

第九十一条を第九十二条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十一条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するも

ののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十九条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」の下に「第四十七条」を加える。

第四十六条を第四十七条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十六条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十五章 雑則（第百十八条・第百十九条）」に改める。

第八十七条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 雑則

（電磁的記録）

第百十八条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものう

ち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第九十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第九条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」の下に「第九十四条」を加える。

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を「、第四項第一号及び次項」に改める。

第七十三条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第九十三条を第九十四条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十三条 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者(以下「基準該当通所支援事業者」という。)並びにそれらの従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十四条第一項及び同条第四項において準用する同条第一項(これらの規定を第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八

条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八

条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)

により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者並びにそれらの従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第十条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」の下に「第六十条」を加える。

第五十九条を第六十条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十一条(前条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(前

条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によ

つては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付

等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電

磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年大分県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

大分県減災社会づくりのための県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

大分県減災社会づくりのための県民条例の一部を改正する条例

大分県減災社会づくりのための県民条例(平成二十一年大分県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「避難勧告」を「避難指示」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十五号

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例(令和二年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝

染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県産業振興条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十六号

大分県産業振興条例等の一部を改正する条例

(大分県産業振興条例の一部改正)

第一条 大分県産業振興条例(昭和三十八年大分県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に工場等を新設し、又は増設する」を「で工場等の取得又は製作若しくは建設をする」に改める。

第二条第一項第二号中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十一条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)

第二十四条(同法附則第七条第一項の規定によりみなして適用する同法附則第五条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「新設され、又は増設された」を「前項に規定する」に改める。

第四条中「適用工場等を新設し、又は増設する」を「第二条第二項の規定による指定を受け、又は受けようとする」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。

(大分県税特別措置条例の一部改正)

第二条 大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)以下「過疎法」という。第二条第二項又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号)以下「過疎法政令」という。附則第四条

第一項の規定により公示された市町村の区域(以下「過疎地域等」という。)内において、製造の事業等の用に供する設備の取得等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される

場合等を定める省令(令和三年総務省令第三十一号。以下「過疎法省令」という。)
第一条第一号イに規定する取得等をいう。第二条の三第一項及び第五条において同
じ。)をした者(指定工場等を有する者に限る。)又は畜産業若しくは水産業を行う
個人

第一条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

第二条第四号中「、第三条の四第一項第二号」を削る。

第二条の三の見出し中「過疎地域」を「過疎地域等」に改め、同条第一項各号列記以外
の部分を次のように改める。

過疎地域等のうち過疎法第八条第一項又は過疎法政令附則第四条第二項の規定により
みなして適用する過疎法政令附則第三条第二項に規定する市町村計画に記載された過疎
法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」とい
う。)において、過疎地域等の公示の日(以下この条において「公示日」という。)か
ら令和六年三月三十一日までの期間(当該産業振興促進区域が当該期間内に産業振興促
進区域に該当しないこととなる場合には当該公示日からその該当しないこととなる日ま
での期間)内に当該市町村計画において振興すべき業種として定められた過疎地域等特
別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当
該各号に定める県税を課さない。

第二条の三第一項第一号中「過疎地域特別償却設備」を「過疎地域等特別償却設備」
に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う
措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号。以下「過疎法省
令」という。)」を「過疎法省令」に改め、同項第二号中「過疎地域特別償却設備」を
「過疎地域等特別償却設備」に改め、同項第三号中「過疎地域特別償却設備」を「過疎地
域等特別償却設備」に、「過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同項第四号中「過
疎地域特別償却設備」を「過疎地域等特別償却設備」に改め、同条第三項中「規定によ
り」を「規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「過疎地域内」を
「産業振興促進区域内」に、「過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同項を同条第
三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「過疎地域等特別償却設備」とは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十
六号)第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に
掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五
条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、その取得価額の合計額
が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

一 製造業又は旅館業(下宿営業を除く。)
三十二年政令第四十三号)第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円
を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える
法人にあつては二千万円とする。)

二 情報サービス業等又は農林水産物等販売業(過疎法第二十三条に規定するものをい
う。)
五百万円

第二条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同
条第二項中「第二号」を「第三号」に、「(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八条の
九第十三項」を「第二十八条の九第十項」に改める。

第三条中「令和三年三月三十一日まで」及び「起算して五年内」を「令和五年三月三十
日まで」に改める。

第三条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同
条第二項中「の第一号」を「の第二号」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第十三
項」を「第二十八条の九第十項」に改める。

第三条の三及び第三条の四を次のように改める。

第三条の三及び第三条の四 削除

第四条第一項中「、第三条の四」を削り、同項第三号中「過疎地域特別償却設備」を
「過疎地域等特別償却設備(第二条の三第二項に規定する過疎地域等特別償却設備をい
う。以下同じ。)」に改め、「山村振興法産業振興区域特別償却設備(第三条の四第二
項に規定する山村振興法産業振興区域特別償却設備をいう。以下同じ。)」を削る。

第五条第一項を次のように改める。

知事は、次に掲げる土地を取得した者で、第二条、第二条の三から第三条の二まで又
は第三条の五の規定の適用があるべきものに対しては、当該土地に係る不動産取得税の
納期限の翌日から起算して一年以内の期間を限つて、当該不動産取得税のうち第二条、
第二条の三から第三条の二まで又は第三条の五の規定により課税免除すべき額又は不均
一課税すべき額以外の額に相当する税額を徴収猶予することができる。

一 開発地区、離島振興対策実施地域、認定産業振興促進計画区域又は地方活力向上
地域内において、開発地区特別償却設備、離島振興地域特別償却設備、半島振興法
認定産業振興区域特別償却設備又は地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は
増設するための土地

二 産業振興促進区域内において、過疎地域等特別償却設備の取得等をするための土
地

三 促進区域内において、促進区域対象施設の用に供する家屋を建設するための土地
第五条第二項中「、第三条の四」を削り、同条第四項中「、第三十六条の十一」を「、
県税条例第三十六条の十一」に改め、「、第三条の四」を削り、「、第三十六条の十二」
を「、県税条例第三十六条の十二」に改める。

附則第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「、第三
条の四第一項第一号」を削る。

附則第四項及び第五項を削る。

(大分県中山間地域等農村活性化基金条例の一部改正)

第三条 大分県中山間地域等農村活性化基金条例(平成五年大分県条例第二十七号)の一部
を次のように改正する。

第二条第一号イを次のように改める。

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二
条第一項(同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定

する過疎地域(同法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十三
条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十一条第一項若しくは第二
項(同条第三項の規定により準用する場合を含む。)、第四十二条又は第四十四条
第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)
の一部を次のように改正する。

附則第八項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項
に規定する過疎地域その他の令附則第七項で定める」を「過疎地域の持続的発展の支援に
関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他特別
の事情があると認められる」に改める。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)

第五条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例
第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第八中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域
の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県産業振興条例の

規定、第二条の規定による改正後の大分県税特別措置条例(以下「新条例」という。)の
規定、第三条の規定による改正後の大分県中山間地域等農村活性化基金条例の規定及び第
四条の規定による改正後の大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の規定は、令和
三年四月一日から適用する。

(大分県産業振興条例の一部改正に伴う経過措置)

2 令和三年三月三十一日以前に新設され、又は増設された工場等に係る適用工場等の指定
については、第一条の規定による改正後の大分県産業振興条例第二条第一項及び第二項の
規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大分県税特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の大分県税特別措置条例(以下「旧条例」という。)第一条
第二号に規定する過疎地域内において、製造の事業等の用に供する設備を令和三年三月三
十一日以前に新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例に
よる。

4 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第八条の四第一項に規定する特定振興山村市
町村の同法第八条第一項に規定する山村振興計画に記載された同条第四項第一号に規定す
る産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する
製造業等の用に供する施設又は設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した
者に係る県税の不均一課税については、なお従前の例による。

5 新条例第二条の三から第三条の二までの規定の適用を受けることとなった者が、この条
例の施行の日(以下「施行日」という。)前又は施行日から一月を経過する日までの間に
提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収
猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施
行日から一月を経過した日とする。

6 附則第三項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条
例第四条第一項に規定する申請書及び第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限
は、施行日から一月を経過した日とする。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

令和三年六月三十日

大分県報号外(条例)

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和五十一年大分県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四六三人」を「三、四四六人」に改め、同項第二号中「七、〇八五人」を「七、〇六三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十八号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表の特別支援学校の部の大分県立聾学校の項の次に次のように加える。

大分県立さくらの杜高等支援学校

大分市東大道二丁目五番二三号

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。